平成２１年（フ）第９５７７号
大阪市住吉区大領５丁目12番１号
債務者　盛　　廣吉
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６１２号
大阪府八尾市沼１丁目51番地の２　カドリール角野103号
債務者　渡邉　　光（旧姓脇阪）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８５６号
大阪府吹田市樫切山21－Ｄ111、住民票上の住所大阪市平野区平野元町10番23―407号
債務者　赤崎　孝子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９６０号
大阪府東大阪市岩田町１丁目21番７号
債務者　筋浦オリエ
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００８３号
大阪市中央区日本橋２丁目12番３号　栄光マンション303号
債務者　太田　充子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１３３号
大阪市平野区平野南２丁目５番６号　スカイハイツ平野南405号室
債務者　佐藤美登里
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１９６号
大阪府吹田市津雲台５丁目17番Ｄ63―205号
債務者　佐山　忠剛（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２１６号
大阪府東大阪市玉串町西１丁目２番32号
債務者　山下　幸平
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２７４号
大阪府摂津市東正雀19番45―108号
債務者　今岡真佐樹
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２７５号
大阪府摂津市東正雀19番45―108号
債務者　今岡美代子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３１７号
大阪府大東市中楠の里町17番20号
債務者　清水よしみ
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３２３号
大阪市大正区泉尾３丁目２番14号　シャルマンドミール西田401号
債務者　黒川　　裕
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４２４号
大阪市東淀川区東中島３丁目６番１―206号
債務者　澤井　愛理
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４３９号
大阪府茨木市若園町３番21号
債務者　吉本　和代（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４号
大阪市都島区都島北通２丁目12番25―1101号
債務者　松廣久美子（旧姓鷲尾）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４号
大阪府豊中市豊南町東３丁目１番２の４号
債務者　田中　幸一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７号
大阪市浪速区敷津東２丁目４番13号　中央交通ビル４Ｆ41号
債務者　久澄　真平
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８号
大阪府高槻市南総持寺町７番29―407号
債務者　新田千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部